第2章 関西広域連合の更なる強化(短期的な視点から)

関西広域連合の強化の段階では、関西広域連合の求心力の強化や国の出先機関との連携などを進め、国に対して関西の各主体の施策を提案し、実現に向けて強力に働きかけられるよう取り組んでいくことが必要である。

I 強化した関西広域連合の姿

~現行法制度下で広域連合としての役割を遺憾なく発揮する~

関西の活力を増進する観点から、現行法制度の下で、関西の広域的な行政課題に対し、 広域での政策立案や構成府県市との調整を通じ、的確に対応する。さらに、経済団体をは じめとする関西を支える多様な主体と連携するとともに、国や国の出先機関と密接な連携 を図り、国に対して関西の各主体の施策を提案し、実現に向けて強力に働きかけを行える 関西広域連合を目指す。

Ⅱ 内部ガバナンス

1 関西広域連合の求心力の強化

(1) 関西広域連合委員会の強化

府県市域を越えた広域課題の解決に際して、構成府県市の意見をすり合わせて進めるため、本部事務局や分野事務の担当府県が関西全体を調整する力を持つべきである。「広域連合委員会」の求心力を一層高め、強化することが必要である。連合委員会の本人出席や輪番制による委員会議長の設置などにより、委員会の求心力を高める。

(2) 実務責任者等の活用

構成府県市間で情報を共有し、自治体施策との摺り合わせを協議するための実 務責任者会議を開催する。

(3) 関西広域連合議会の政策提案機能の強化

広域連合議会が、案件(予算や決算、条例や広域計画等の制定や改正)の議決に加え、地域住民の立場に立った監視機能を更に発揮することが必要である。議会での審議の充実を図り、意見書や決議の充実など政策提案機能を強化する。また「開かれた広域連合議会」を目指し、広報広聴の一層の充実に努める。

(4) 関西広域連合の附属機関の活性化

関西広域連合協議会について、より住民の意見が反映できるような議論の場とする等、活性化を図る必要がある。利害関係者との調整機能の強化や効果的に住民等の意見を吸い上げる仕組みを持つ。

2 事務やその執行のあり方

(1) 分野・執行体制の見直し

関西圏域で実施すべき施策については、本部事務局や担当府県が構成府県市の意見を調整し、関西にとって効果的に取組を進めることが求められる。また、一丸となって広域の7分野の広域事業を推進するため、すべての構成府県市が全分野に参加することが必要である。また、デジタル技術の活用による、行政の効率化に取り組むべきである。

(2)情報発信力の強化などによる認知度の向上

関西広域連合の認知度が低い状況にある。地方分権の機運を高めるためにも、関西広域連合のマスメディアへの露出を増やすなど、認知度向上を図り、存在感を示すことが求められている。世界の、または日本の中での関西や関西広域連合、関西の中での関西広域連合を、コーポレートアイデンティティとして、イメージを共有し、関西広域連合として発信していくことが望まれる。そのために、関西の報道機関との関係を強化することやゴールデンスポーツイヤーズのイベントと連携して効果的に発信することが必要である。

また、関西広域連合についての住民の理解を促進し、地方分権の民意を盛り上げるためには、住民に身近なところで、政府機関移転などを契機として、具体的に改善の成果を示すことが求められる。

さらに、関西だけでなく、日本の他の地域にも広域連合の取組を広げることで、 国からの権限移譲や国出先機関との連携の仕組みづくりが前進するよう、先行事例 としての関西広域連合をアピールすべきである。

3 財源

関西広域連合は、各構成府県市の拠出財源により運営されている。現在も財源確保のために、国への要望や提言活動などを行っているが、関西広域連合を発展、強化し、求められる役割を果たすためには、効果的・効率的な事業執行に留意しつつ、更なる財源を確保すべきである。

(1) 構成府県市の負担金(拠出金)の確保

広域連合が担う広域行政課題への対応に応じ、必要な経費について構成団体が拠 出する負担金を増額する必要がある。また、広域行政で行うべき施策、目的に沿っ た事業の精選により事業経費を縮減することが必要である。

(2) 手数料等の受益者負担の確保

事業に応じて受益者負担の料金を確保する。また、事業を民間と共同で実施 し、その活力を活用する。

(3) 国の補助金等の活用

地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援するために創設された地方創生推進交付金等を活用する。

4 人員

関西広域連合の本部事務局が企画調整機能を発揮するための人員体制の強化が必要である。各構成府県市が関西広域連合を発展、強化すべきという強い意志を持つべきである。

(1) 関西広域連合の人員体制強化

構成府県市の職員派遣期間の長期化やプロパー職員の養成により経験を蓄積する必要がある。関西全体を考えることができる「関西」目線の人材が求められる。

(2) 経済界などからの人材派遣

経済界や学系からの人材派遣により民間のノウハウを取り入れる必要がある。

Ⅲ 外部ガバナンス

1 国や国の出先機関との関係

関西広域連合では、これまでは国出先機関の丸ごと移管を求めて来たが、今日に至るまで実現していない。一方、政府機関等の関西への移転が進んでいる。政策分野や国との関係も踏まえて、丸ごと移管を求めることは重要であるが、国との連携・協働をさらに進めるなかで、広域行政としての役割を発揮し、必要な分野において、権限の受け皿となりうること、関西にはこういうことが任せられるという実力を示して行くことが求められる。たとえば、国との協定などにより連携を深めて、それぞれの強みを活かしながら一体となって政策に取り組んでいくことなどから進めてはどうか。また圏域に移転・設置された政府機関等と連携した取組を進めることで、関西の発展につなげていかなければならない。

(1) 国の出先機関の関西広域連合委員会等への参画

国の出先機関と関西広域連合の施策の調整を図るため、関西広域連合委員会へ、 国の出先機関からオブザーバーとしての参画などが必要である。また、広域計画や 分野別計画の策定の際に設ける委員会のメンバーやオブザーバーとしても国の出 先機関からの参画を検討する必要がある。

(2) 地方行政連絡会議の活用

国の出先機関等との意見交換の場として、現在は開催されていない「地方行政連絡会議」等を活用することを検討すべきである。

「地方行政連絡会議」の目的

地方行政連絡会議は、地方公共団体が、国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。 (地方行政連絡会議法 第1条)

(3) 経済産業局、地方整備局、近畿運輸局等国の出先機関との事務連携・協力

関西広域連合設立当初に事務の移譲を想定していた国の地方支分部局等との事務連携や協力を積み重ね、お互いの政策をすり合わせていくなど、関西広域連合の役割や存在意義を示していく必要がある。

(4) 関西に関係する国の計画策定への参画

広域連合の区域と関連する地域ブロックを対象とする国の計画策定などについて、その検討段階から関西広域連合の意見を反映してもらえるように、意見照会の機会や国の応答の義務付け、関西広域連合からの拒否権などの制度が必要である。

(5) 圏域の政府関係機関との連携

政府関係機関の地方移転は、国土の双眼構造の実現に向けた大きな前進である。 関西への移転により、首都圏ではなし得なかったネットワークを形成し、広域行政に与える効果を最大限に活用し、相互に施策に生かしていく必要がある。

また、関西が首都機能のバックアップを担うことができることを継続して示していくべきである。

【関西広域連合圏域に移転が実現した政府機関(試行含む)】

- ①文化庁(京都):遅くとも 2021 年に全面移転
- ②消費者行政新未来創造オフィス (徳島): 2019 年を目途に試行の検証
- ③統計データ利活用センター(和歌山): 2018 年に設置

(6) 地方自治法に基づく国に対する権限移管の要請権の行使

広域連合には、国に対する権限移譲の要請権など、一部事務組合にはない仕組みが設けられている。その内容は「広域連合に密接に関連する国の事務について要請できる」と限定されているが、広域連合の国に対する権限移譲の要請権は、現在のところ関西広域連合だけに認められた制度であることから、ワンオブゼムを脱却し、要請権を行使すべきである。

【国に対する権限移管の要請】

都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の 長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属す る事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(地方自治法第291条の24)

2 さまざまな主体との連携

行政の縦割りを越える、府県域を越えることが関西広域連合の存在意義である。この ために重要なのが様々な団体との連携である。

例えば、先行実施している琵琶湖・淀川流域対策において、各部会が課題解決の施策を研究中であり、その研究成果を各主体が議論する場としての話し合いの場の形成を目指している。圏域の各主体との協働の一つのケースである。また、関西観光本部では、関西経済連合会や関西経済同友会、関西広域連合、連携自治体などが幅広く参画しており、官民連携の一つの成果である。

経済界との連携については、関西における課題について相互に議論を深め、認識を共有することが重要である。また、住民や教育機関、民間団体への広がりも含め、課題に応じて様々な主体との連携・協働を進めることが必要である。従来の供給型から問題解決型にシフトして取り組めば、縦割り、府県域を越えることができるだろう。

(1) 関西経済界との連携強化

定期的に開催している意見交換会や広域連合協議会の機会を通じ、経済界からの意見を政策立案に生かしていくことが必要である。

(2) 研究・教育機関や民間団体等との連携強化

さまざまな機会を通じ、研究・教育機関やNPOなどの民間団体等との連携を進め、取組に生かしていくことが必要である。

(3) アドホック (臨時的・専門的) な組織の活用

府県域を越え、共通の課題に取り組むため、異なる立場や背景を持つ圏域の活動主体と協力して取組を推進していく必要がある。このため、それぞれの分野のステークホルダーによる解決のための効果的な場や手法を検討することが必要である。目的に応じた効率的な組織の体制づくりを整え、課題解決型の事業を進めるために、調整役としての能力やノウハウなどの基盤確保が求められる。

【関西版フラウンホーファーの実現】

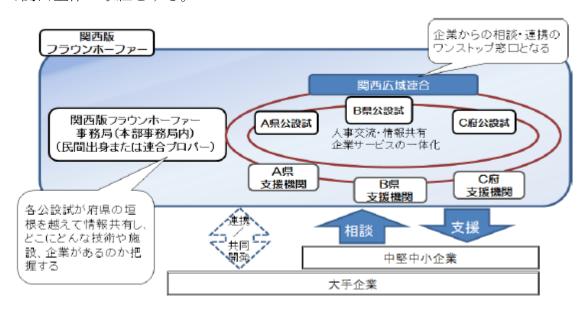
<フラウンホーファーとは>

ドイツでは、研究開発から事業化への橋渡しを行うフラウンホーファー研究機構が重要な役割を果たしている。

- ・国内72 カ所の研究所が、緊密な協力体制のもとで、企業規模、産業分野を問わず、研究開発から事業化に向けた支援を実施。
 - ・予算の 2/3 は企業等の外部受託収入。(残り 1/3 は連邦、州政府からの公的資金)
- ・各研究所の所長は大学教授と兼任。本部や各研究所で企業ニーズに応じて、適切な研究所を紹介。
- ・研究所ごとにセールスマネージャーの企業訪問によりニーズ把握、提案を行う。
- ・「大学等の優れた科学を活用しつつ、デマンド・ドリブンな研究を行い、新製品につながる研究開発サービスを産業界に提供すること」を産学の「橋渡し機能」として捉えてミッションを設定。
- ・毎年多くの学生を3~5年の有期契約で採用。安価な賃金だがここで博士号も取得でき、契約満了後は6~7割の学生が産業界に就職する「人材育成」の面もある。

<関西版フラウンホーファーのイメージ>

関西の公設試・支援機関が連携して一体的な運営を行い、総合的・広域的なサポート体制を構築する。経済団体や民間企業のほか、国の機関や大学などプレイヤーを巻き込んで関西全体の取組とする。



関西経済連合会「地方分権・広域行政・道州制に関する意見」より抜粋

(4) 全国知事会や近畿ブロック知事会との連携

広域にわたる課題について、全国知事会や近畿ブロック知事会と連携するなど、 関西圏が束になって行動していくことが必要である。